

## 検事総長の談話に対する弁護団声明

2024年10月8日、最高検は、9月26日静岡地裁が袴田巖さんに対し言い渡した無罪判決に対し、控訴を断念する旨の畝本直美検事総長の談話を発表した。

検事総長の談話の要旨は、静岡地裁の無罪判決には論理則・経験則に反する事実誤認があるが巖さんの置かれている状況を考えて控訴を断念したというものである。しかし、これは控訴はやめておくが、巖さんを冤罪と考えてはいないということであり、到底許し難いものである。

無罪判決が確定すれば、だれも元被告人を犯人として扱ってはならない。これは、法治国家であれば、当然のことである。にもかかわらず、検事総長の談話では、巖さんの事件の判決について、「疑念を抱(き)」、「強い不満」を表明して、「判示された事実には、客観的に明らかな時系列や証拠関係とは明白に矛盾する内容も含まれ」「推論の過程には、論理則・経験則に反する部分が多々あり」「理由中に多くの問題を含む」とされ「控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容」であるとしている。要するに、検事総長がいまでも袴田さんを犯人と考えていると公言したに等しい。これは、法の番人たるべき検察庁の最高責任者である検事総長が、無罪判決を受けた巖さんを犯人視することであり、名誉毀損にもなりかねない由々しき問題と言わなければならない。

もちろん、検事総長の談話における無罪判決に対する上記指摘自体も、まったく間違ったものである。

談話において大きな疑念があるとされた5点の衣類に付着していた血痕が1

年以上みそ漬けになったときには赤みが消失するとした判決の結論は、弁護側の専門家証人の証言した血液が黒褐色化する化学的機序を前提にし、化学反応の速度についても実験結果や専門的知見に裏付けられた理論的な説明をもとに判断しているのであって、検察官や検察側の科学者は、上記説明への反論となる専門的知見も提出できず、単に、抽象的な可能性論を述べるに終始したことから、その主張が排斥されたものである。

そもそも、1年以上みそに漬かっている血痕に赤みが残る可能性があれば袴田さんの犯人性の認定に疑いは生じないという再審公判における検察官の主張は、本件無罪判決が、「1年以上みそ漬けされた5点の衣類の血痕に赤みが残ることが合理的な疑いを差し挟む余地がない程度に証明される必要がある」

(判決要旨39頁)と説示することで、明確に否定されている。つまり、検察官の上記主張は、検察官の役割の根幹に関わる証明責任の本件へのあてはめ自体が誤っていたとされたのである。

さらに検事総長が強い不満を表明した5点の衣類が捜査機関のねつ造であると判決が断定した点は、客観的証拠である取調べの録音テープ等により検察官調書が警察と連携した実質的なねつ造であるとした上で、血痕に赤みが残っていた事実等からして5点の衣類は犯行着衣ではありえないのだから、5点の衣類はねつ造証拠であり、ねつ造する動機と現実的可能性があったのは捜査機関だけであること及び吉村検察官による警察の捜査活動と連携した臨機応変かつ迅速な主張・立証活動を考慮して、検察官を含む捜査機関によるねつ造であるとされたものである。

以上のとおり、今回の無罪判決は、検察官の有罪立証が完全に誤りであったことを明らかにしており、事実誤認があるとする検察庁の判断こそ誤っていたのであるから、検察官には、法律上、控訴の理由などまったくなかったものである。この点で検事総長の談話は、単なる強弁に過ぎない。このような姿勢でいる限り、検事総長が言う「所要の検証」も期待できるものではない。

検察庁は、まずもって有罪立証の判断の誤りを率直に含め、巖さんに直接謝罪すべきである。検事総長の談話では、「再審請求審における司法判断が区々になったことなどにより」と裁判所に責任を転嫁した上、「袴田さんは、結果として相当な長期間にわたり、その法的地位が不安定な状況に置かれてしまうこととなりました。この点につき、刑事司法の一翼を担う検察としても申し訳なく思っています。」と述べるが、その言葉も他人事のような表現であって、巖さんに対する非人道的な取調べや5点の衣類のねつ造についての反省すらないもので、何ら謝罪になっていない。

そして、違法な取調べが行われ、5点の衣類等がねつ造されたこと、さらには死刑再審事件でありながら、重要な証拠が隠されていたこと等を深刻に受け止めなければならない。その上で、こうした重大なる冤罪を生み出してしまい、その誤りを改めることに58年もの年月を要した原因を明らかにし、二度と繰り返さないようにするため、捜査・公判手続き全般にわたって厳正かつ真摯な検証をすべきである。

2024年10月10日

冤罪袴田事件弁護団事務局長 小川秀世



令和6年10月8日

○ 結論

検察は、袴田巖さんを被告人とする令和6年9月26日付け静岡地方裁判所の判決に対し、控訴しないこととしました。

○ 令和5年の東京高裁決定を踏まえた対応

本件について再審開始を決定した令和5年3月の東京高裁決定には、重大な事実誤認があると考えましたが、憲法違反等刑事訴訟法が定める上告理由が見当たらない以上、特別抗告を行うことは相当ではないと判断しました。他方、改めて関係証拠を精査した結果、被告人が犯人であることの立証は可能であり、にもかかわらず4名もの尊い命が犠牲となった重大事犯につき、立証活動を行わないことは、検察の責務を放棄することになりかねないとの判断の下、静岡地裁における再審公判では、有罪立証を行うこととしました。そして、袴田さんが相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも配慮し、迅速な訴訟遂行に努めるとともに、客観性の高い証拠を中心に据え、主張立証を尽くしてまいりました。

○ 静岡地裁判決に対する評価

本判決では、いわゆる「5点の衣類」として発見された白半袖シャツに付着していた血痕のDNA型が袴田さんのものと一致するか、袴田さんは事件当時鉄紺色のズボンを着用することができたかといった多くの争点について、弁護人の主張が排斥されています。

しかしながら、1年以上みそ漬けにされた着衣の血痕の赤みは消失するか、との争点について、多くの科学者による「『赤み』が必ず消失することは科学的に説明できない」という見解やその根拠に十分な検討を加えないまま、醸造について専門性のない科学者の一見解に依拠し、「5点の衣類を1号タンク内で1年以上みそ漬けした場合には、その血痕は赤みを失って黒褐色化するものと認められる。」と断定したことについては大きな疑念を抱かざるを得ません。

加えて、本判決は、消失するはずの赤みが残っていたということは、「5点の衣類」が捜査機関のねつ造であると断定した上、検察官もそれを承知で関与していたことを示唆していますが、何ら具体的な証拠や根拠が示されていません。それどころか、理由中で判示された事実には、客観的に明らかな時系列や証拠関係とは明白に矛盾する内容も含まれている上、推論の過程には、論理則・経験則に反する部分が多々あり、本判決が「5点の衣類」を捜査機関のねつ造と断じたことには強い不満を抱かざるを得ません。

○ 控訴の要否

このように、本判決は、その理由中に多くの問題を含む到底承服できないものであり、控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容であると思われます。しかしながら、再審請求審における司法判断が区々になったことなどにより、袴田さんが、結果として相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも思いを致し、熟慮を重ねた結果、本判決につき検察が控訴し、その状況が継続することは相当ではないとの判断に至りました。

○ 所感と今後の方針

先にも述べたとおり、袴田さんは、結果として相当な長期間にわたり、その法的地位が不安定な状況に置かれてしまうこととなりました。この点につき、刑事司法の一翼を担う検察としても申し訳なく思っております。

最高検察庁としては、本件の再審請求手続がこのような長期間に及んだことなどにつき、所要の検証を行いたいと思っております。

以 上

## 袴田事件経過表(第2次再審請求～再審無罪後)

1981/4/20 巖さん、第1次再審請求。

巖さん、同衆の死刑執行を知り、拘禁症から精神に変調を来す。

以後、誰との面会にも応じなくなる。

保坂展人社民党衆議院議員(当時)が拘置所に事情聴取するなど  
面会に奔走。ひで子さんと共に面会を果たす。

<https://www.dailyshincho.jp/article/2023/03061101/?all=1&page=3>

2003/3/? 森山真弓法務大臣、法務委員会で「袴田さんは精神に異常を来している」と答弁(議事録あり)。法§479 I

2006/02/20 ひで子さん、巖さんの後見開始申立(静岡家裁浜松支部)

→東京家裁へ移送

2008/03/24 最高裁第2小法廷が第1次再審請求の特別抗告を棄却(延々27年)

04/25 ひで子さん、静岡地裁に第2次再審請求。

06/27 東京家裁、後見申立却下。

12/09 東京高裁、却下決定を取り消し、差戻し。

2009/03/02 東京家裁、ひで子さんを保佐人に選任=第2次再審請求の請求人  
要件整う(法§439 I ③)←それまで審理ができず。

※家裁の迷走には後見相当の審判が事実上死刑の執行停止となる  
ことに躊躇した疑いあり(法§479 I)。

- 2010/05/28 第1回3者協議。弁護団の証拠開示の申立に対し、検察官、検討に3か月要すると回答。裁判所「できるだけ開示を」と勧告。
- 2010/09/13 3者協議で、検察側は弁護側が求めている証拠の**一部を開示（書証28点）**。◎
- 2011/08/23 静岡地裁（原田保孝裁判長）、「5点の衣類」のDNA再鑑定実施決定。
- 2012/04/13 DNA鑑定で、弁護側推薦鑑定人、犯行着衣とされたシャツの血痕と巖さんの血液のDNA型は一致しないと結論。検察側推薦鑑定人も同じ結論（しかし後に鑑定書撤回）。
- 2013/07/05 静岡地裁、静岡地検に証拠を開示するよう勧告。
- 07/26 静岡地検、**130点の証拠を開示**。◎
- 09/13 静岡地裁、「5点の衣類」についての証拠開示を地検に勧告。  
静岡地検、「存在しない」と開示拒否。
- 2014/03/27 静岡地裁（村山浩昭裁判長）、再審開始と死刑+拘置の執行停止を決定★。法§448II。←釈放は本邦再審史上初、拘禁期間は世界最長  
静岡地検、拘置の執行停止を取り消す職権発動の申立  
→裁判体拒否  
静岡地検、拘置の執行停止の取消しを求め抗告
- 03/28 東京高裁（三好裁判長）、拘置の執行停止の取消しの抗告棄却★
- 03/31 静岡地検、開始決定に対し即時抗告。

- 09/10 東京高検、静岡地裁での再審請求審で「存在しない」としてきた  
「5点の衣類」発見直後のカラー写真のネガ約93枚を開示。★
- 2015/01/30 東京高検、昨年静岡県警で見つかったとされる袴田巖さんの「取り  
調べ録音テープ」（オープンリール23巻）+書証28点を開示。★  
その中で弁護士との接見が盗聴録音されていたことが判明。  
開示された証拠は地裁分（130+ $\alpha$ ）を含め600点に及んだ。
- 12/07 即時抗告審で東京高裁（大島隆明裁判長）、弁護団が反対する中、  
再審開始決定の根拠となったDNA鑑定の検証実験を決定
- 2017/06/11 DNA鑑定の検証実験について、東京高裁が囑託した検察側推薦  
鈴木廣一・大阪医科大教授が最終報告書提出。
- 09/26-27 DNA鑑定に関し、本田克也・筑波大教授と鈴木廣一・大阪医  
科大教授の証人尋問（対質）実施。
- 2018/06/11 東京高裁、再審開始決定を取り消す  
06/18 弁護団、最高裁に特別抗告
- 2019/12/22 最高裁、著しく正義に反すると東京高裁決定を取り消し、差戻し  
（取消しは全員一致、差戻しは3:2）
- 2022/08/1~2, 5 清水、奥田、宮西、近藤、石森各教授の証人尋問  
11/01 東京高裁、検察官のみそ漬け実験を自ら見分（黒褐色化を確認）  
12/05 東京高裁、巖さんと面会し意見聴取。刑訴規則§286
- 2023/03/13 東京高裁決定（検察官の即時抗告棄却）

- 03/20 検察官、特別抗告断念
- 04/10 静岡地裁、第1回打ち合わせ協議(ひで子さん補佐人の届出 § 42)
- 07/10 検察官、有罪立証方針を表明◆
- 2023/05/29 静岡地裁、浜松支部で巖さんと面会(規則 § 286、法 285 II 後段)。  
その後、出頭免除を決定
- 10/27 第1回再審公判
- 2024/03/25~27 第10~12回再審公判  
鑑定人ら証人尋問(清水・奥田・石森・池田・神田)  
27日は対質
- /05/22 第15回公判(結審) 検察官死刑求刑、弁護人無罪弁論
- /09/26 判決公判(無罪)
- /10/08 敵本検事総長談話→弁護団、抗議
- /10/09 上訴権放棄書提出
- /10/10 検察官、浜松区役所に無罪判決の通知→選挙人名簿登載
- /10/21 静岡県警本部長、謝罪
- /11/27 静岡地検検事正、謝罪
- /11/15 無罪判決の公示(官報)